

外国会社の開示する財務書類の取扱い

現行の取扱い	考 え 方
<p>【開示する財務書類の種類】</p> <p>1．本国又は第三国で開示される財務書類の開示が認められる場合は、原則として、本国又は第三国の開示と同様の財務書類を記載するが、連結財務諸表が開示されていない場合には金融庁長官の指示により作成した連結財務諸表を記載する。(開示府令：外国会社7号様式記載上の注意)</p> <p>【本国又は第三国基準による財務書類】</p> <p>2．本国又は第三国で開示している財務書類が、公益又は投資者保護に欠けることがない場合には、その開示を認める。(財規 127 条)</p>	<p>欧米市場に上場している外国会社の株式公募が、わが国で初めて実施された(昭和47年～48年)当時は、わが国では連結財務諸表の作成義務がない一方、外国では連結財務諸表のみの開示が一般的であったため、わが国において開示を求める書類に齟齬が生じた。</p> <p>当初は個別財務諸表の開示を求めたが、個別財務諸表の省略を認めるとともに、本国又は第三国での開示規制を前提とした開示を認め、現在に至っている。</p> <p>これは、一般的には、本国又は第三国で開示している財務諸表に基づき、当該国の市場において、企業評価や株価の形成が行われていると考えられ、開示制度が国際的水準において整備されている国の会社については、当該本国で開示している財務情報を開示することが、わが国の投資者保護上問題がないとされたためである。</p> <p>上記と同様、わが国での開示はセカンダリーという前提において、本国又は第三国の市場において開示されている財務書類の開示を基本としたものとされた。</p> <p>ただし、無条件で本国又は第三国の財務書類を受け入れるのではなく、わが国において「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」という条件を設けている。この判断においては、本国又は第三国の開示制度、会計</p>

制度、監査制度などによって、財務書類の適正性が担保されているか否かに基づき個別に判断されている。

【本国基準等が認められない財務書類】

3．本国又は第三国で開示している財務書類の開示が認められるにもかかわらず、それ以外の財務書類を開示する場合、並びに、本国又は第三国で開示している財務書類を開示することが認められない場合は、金融庁長官の指示するところにより財務書類を開示する。(財規127条)

少なくとも本国又は第三国において何らかの開示が行なわれていることを前提として、その開示書類の開示が認められない場合、やむを得ずわが国で開示する財務書類の作成方法を金融庁長官が指示することとされた。

【会計基準及び表示の差異注記】

4．外国会社の開示する財務書類について、日本の会計処理の原則及び手続、表示方法と異なる場合には、その内容を注記する。(財規128条、129条)

(注)日本基準等との差異を金額により記載できる場合には相違金額も記載する。

本国等の開示書類を開示することが「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」であっても、投資者の誤解を避けるために、日本基準との違いを記載することが適当であるとされた。ただし、相違する金額までの記載を求めるとすると、日本基準で財務書類を作成することと同様となるため、金額の記載は強制されていない。

【財務書類の監査】

5．外国会社の開示する財務書類については、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして定めるものは、わが国での監査は要しない。(証券取引法第193条の2、証券取引法施行令第35条)

公益又は投資者保護に欠けるものがないものとは、本国基準又は第三国基準に

外国会社の財務書類についても、原則として監査を受けることとされ、昭和58年までは、本国又は第三国における監査に加え、わが国の公認会計士又は監査法人の監査を求めている(但し、監査手続上は、本国での監査結果の利用を認めた)。

昭和58年に証券取引法施行令が改正され、わが国において「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められたことにより、本国又は第三国で開示している財務書類の開示が認められる場合」には、本国等における監査で足りる

よる開示が認められた財務書類で、本国又は第三国において、わが国の公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当する証明を受けたものとする。(監査証明府令第1条の3)

とされた。

なお、このような考え方によれば、財務書類の開示の可否は、本国等の開示制度等が全体としてわが国の制度と同等か否かという判断が必要になったと考えられる。